

第 23 回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和 6 年 8 月 23 日（金）

船橋市動物愛護指導センター

〔議題〕

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会后

議題

1. 動物の適正譲渡のための仕組みの整理について（被譲渡者選定基準の具体化）
2. 「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」の改正について

その他

- ・ 次回の会議について

〔開会前〕

1. 事務局説明

本日、泉谷委員が欠席である旨、及び動物愛護管理対策会議設置要綱第 5 条第 4 項に基づき、市危機管理課職員をお呼びしている旨の報告があった。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井です。会議の開催にあたり、あいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃、本市の市政並びに動物管理行政に対しご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

また、本日は連日の猛暑が続いている中、こちらの少し遠方になりますが、この動物愛護指導センターで開催させていただくということでこちらの方まで足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。

本日の予定ですが、毎回次は何を議論いた

か話し合っているところですが、例えばこの動物愛護指導センターの機能強化が必要なのでその辺りを議論したいと考えておりましたが、急ぎ議論いただきたい議題として、本日示させていただくのが、災害対応に関することです。災害時のペット避難については、船橋市も様々な取り組みを考えております。本日参加していただいている市危機管理課は、災害全般を担当しておりますが、その危機管理課が「ペットと安全に避難するためのハンドブック」を作成しておりましたが、作成時からだいぶ月日も経ち、時代も変わってきていることからその見直しを検討しております。この対策会議では様々な課題について、皆様に議論いただき、整理させていただいてきておりますので、このハンドブックにつきましてもぜひ委員の皆様にご意見をいただき、行政だけで勝手に作るようなハンドブックではない、質の高いものに仕上げたいと思っておりますので、時間も限られておりますけど忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。

それからもう一つのテーマとして、前回の予定に

は入れておりましたが、ペットの譲渡の際の条件の見直しを現在考えております。適切に譲渡を行うためには、様々なことを考えていかなければいけないわけですが、その内容が適切であるか、また今まではその条件をオープンにしておりませんでしたので、これにつきましてもご意見を頂戴できればと思っています。

最後に、今後の会議の議題の優先順位についてもご議論いただく予定です。これまでも様々な議題についてご議論お願いしてきたところですが、議論する順番、例えばここを早くから取り掛かった方がいいなど、そういう部分も含めて皆さんからご意見を頂戴できればと思っています。ぜひ皆様からの活発な意見を通じて行政に反映させていきたいと思っています。本日はどうぞよろしくお願いたします。

・会議の公開・非公開については、公開とすること、
会議録は公開しホームページに掲載すること、
・傍聴者定員を7人として募集したが、本日2人の傍聴者がいること、
以上の報告があった。

〔傍聴者入室〕

14時7分開会

1. 動物の適正譲渡のための仕組みの整理について (被譲渡者選定基準の具体化)

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

それでは、資料1をご覧ください。動物の適正譲渡のための仕組みの整理について（被譲渡者選定基準の具体化）について説明する。

スライド2ページをご覧ください。併せて資料3-1もご覧ください。このスライドは、第18回船橋市動物愛護管理対策会議において、船橋市として「重点的に取り組むべき施策の整理」をした。資料3-1の

裏面をご覧ください。「Ⅰ動物の適正飼養の啓発と徹底」、「Ⅱ動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進」、「Ⅲ動物由来感染症、災害時への対応強化」、「Ⅳ事業者等による動物の適正な取扱いの推進」という4つの施策展開の方向性を示した。

今回の議題として、「Ⅱ動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進」の施策の中で、「動物の適正譲渡のための仕組みの整理」をする中で、過去の会議において動物愛護指導センターにおける犬と猫の譲渡の条件がわかりにくいとの意見を委員の皆様からもいただき、「被譲渡者選定基準の具体化」を議題としてあげた。

スライド3ページをご覧ください。「犬または猫等の譲渡実施要領第3条」にて、譲渡対象者の基準について規定している。

個人譲渡対象者の基準として、「譲渡される動物を適正に飼養できること」、「終生飼養できること」、「不妊去勢手術、またはこれに代わる確実な繁殖制限措置を行えること」、「原則として市内および近辺に在住する成人であること」、「センターが主催する適正飼養に関する講習会を受講していること」、「飼養にあたり家族全員の同意が得られていること」、「飼養場所が集合住宅もしくは借家等の場合、動物の飼養が承認されていることが、規約等の文書で提出できること」、「誓約書の内容を理解し遵守できること」、「その他、センター所長が必要と認める要件を満たしていること」となっている。

スライド4ページをご覧ください。スライド3ページで説明したものに加え、譲渡希望の問い合わせがあった際には、センターでは次の項目の聞き取りを行い、「年齢が20～60歳であること」、「単身世帯ではないこと」、「家族の中に動物アレルギーを持つものがないこと」、「終生飼養に必要な経済的余裕があること」、「健康状態に問題がないこと」、「現在複数頭飼養していないこと」等を聞き取りし、譲渡適性があるか判断している。

これらの基準については、市ホームページでは公開していないことから、今回、被譲渡者選定基準について議論していただき、市ホームページ等で公開することを考えている。

スライド5ページをご覧ください。他自治体がホームページで公開している選定基準です。「年齢が20～60歳（64歳、65歳の自治体あり）であること」、「県内在住であること」、「ペット飼養可の物件に住んでいること」、「単身世帯ではないこと、不妊手術すること」、「終生飼養をすること」、「家族の中に動物アレルギーを持つものがないこと」、「家族全員が飼うことに同意していること」、「狂犬病予防法等の法令を遵守すること」などを選定基準としており、「犬又は猫等の譲渡実施要領」に記載のない基準の追加を考えている。

スライド6ページをご覧ください。参考資料となる。センターで飼い主からの犬・猫（91日齢以上）の引取りにおける引取り申請者の主な属性です。複数の属性を持つ引取り申請者もいるが、属性の多い順番を示した。近年では、多頭飼育者、生活困窮者、単身者、高齢者から多くの引取りを行っていることがわかる。

スライド7ページをご覧ください。被譲渡者選定基準として譲渡条件に追加・修正する事項として、「未成年又は概ね65歳以上ではないこと（ただし、譲渡対象動物の年齢によってはこの限りではない）」、「単身世帯でないこと」、「終生飼養するための資金に困窮していないこと」、「家族の中に動物アレルギーを持つ方がいないこと」、「心身の健康状態に問題がないこと」、「飼養頭数が、家族構成や災害対策を考慮し、適切に飼養できる数以上とならないこと」を考えている。「未成年又は概ね65歳以上ではないこと」のただし書の部分については、譲渡対象動物のおおよその年齢と被譲渡者との年齢を鑑みたうえでの譲渡を柔軟に対応したいと考えている。説明は以上です。

.....

[質疑]

○中村会長 ただいまの説明について、質疑のある方は、挙手を願う。

○駒田委員 従来60歳までとしていたものを65歳に上げた理由は何か。

○動物愛護指導センター所長 他市の実態でも60歳から64歳まであり、猫の寿命を鑑みて65歳とした。

○駒田委員 ありがとうございます。65歳だと例えば子猫を譲渡し、20歳まで生きると85歳になる。飼い主が85歳になると自分自身のこともできなくなりつつあると思うので、公開をする際には60歳と記載し、内部規定のような形で65歳でも譲渡できる場合、例えば、大型犬ならば10年ぐらいと思うので散歩できるかどうかという問題もあると思う。あまり年齢を上を設定してしまうと、この設定の中に入っていると言われて子猫を持って行かれても困ったことにならないか気になる。

もう一つはこの全部の条件をクリアしていても、困ったケースがあった。割と若いご夫婦だが2人とも共働きで犬が全然言うことを聞かないのでどうすればいいのか?というところから話を聞いていたら1日12時間ぐらい犬だけで留守番をしている。2人とも忙しくて朝7時8時に出て、帰ってくるのが2人とも夜8時とか9時で、12時間から14時間ぐらい1匹で留守番をしている。これだとしつけもできないし、犬にとっても良くないので、規約には書かなくてもいいかもしれないが、例えば電話聞き取りの際に、2人暮らしにせよ、3人暮らしにせよ、毎日留守にしている時間は何時間くらいなのかというのは聞き取り調査をするなどを検討していただきたい。

○動物愛護指導センター所長 他市がどうなっているか比べるとともにいただいた意見も参考にしたい。

○南川委員 文言で気になったところがある。単身世帯というものはどういった世帯か。今、いろいろ多様化しており、ルームシェアも住民票上は単身世帯になるが、家には何人かいるといった場合はどうなるのか、条件に当てはまるのか当てはまらないのか、柔軟に解釈をしていくのか、形式が変わっていてはだめなのか気になった。また、その下の家族という表現も広い概念としては分かるが、例えばパートナーシップや同居、同居している人が問題で、家族と同居との関係がどうなのか、同居している人にアレルギーがなければいいのか、同居していない家族にアレルギーがあったとしてもそれは家族にアレ

ルギーありとなるので、条件に当てはまらないのか気になる。加えて、書き方の問題であるが終生飼養をするための資金に困窮していないこと、この表現が正しいのか、内規だと経済的余裕があるのかという表現があるので、他市も含めて困窮していないことという表現がよいか検討していただきたい。

○中村会長 現行で譲渡してほしいという方が来所した際に面談をする職員は、そのあたりは柔軟に判断して対応しているのか。

○動物愛護指導センター所長 南川委員からの指摘の単身世帯については、センターとしてルームシェア等は検討していなかったもので、表現については修正する。中村会長からの意見については、ある程度柔軟な対応は担当の方で行っている認識である。

○中村会長 ありがとうございます。他にあるか。

○南川委員 今回のスライドの趣旨だと犬又は猫の譲渡実施要領第3条に書き加わるというイメージでよいか。

○動物愛護指導センター所長 そのとおりである。

○南川委員 その場合、年齢の規定のみただしこの限りではないとの表現で、他はこの限りではないという表現ではなく、基準に適合する者との規定であるが、逆に適合しない場合はだめというふうに柔軟に解釈できる余地があるのか、そもそも譲渡実施要領が柔軟に解釈できるものであるのか、その位置づけが不明であるが、柔軟に対応するならばそのような文言がどこかにあればよいが、なければ基準に適合しないとだめと、普通の要領ならば考えられるので、その辺の規定ぶりは検討いただきたい。

○動物愛護指導センター所長 条文を付け加えるにあたってはいただいた意見を考慮する。

○石塚委員 質問だが過去に譲渡するにあたり断った例はどのようなものがあるか。

○動物愛護指導センター副主査 実際に断っている理由として多いのは、一人暮らしや、高齢の方からの申し出である。最近も70代や80代の方から子猫が欲しいという申し出があったので、猫の年齢と申し出者の年齢を鑑み譲渡を断ったケースや、若い夫婦の場合は、子供に動物アレルギーがある場合もお断りする。ただし、猫アレルギーについては、場合

によってセンターに来る前に猫カフェなどに行ってお確かめていただく、そのような話をすることもある。しかし、お断りするケースで多いのは年齢によるものが多い。

○石塚委員 ありがとうございます。やはり犬と猫では違うと感じた。犬の場合、やはり年齢により散歩が難しくなってくるし、70代、65歳の夫婦でも後に見てくれる人がいるという例もあるし、そういった場合はどうするのか、南川委員の言うようにこの実施要領がどの程度の厳しさを持つのか考えていく必要がある。また、一番深掘ししなければならない点が、経済的に困窮している、していないということで、例えば生活保護の方が申し込んできた場合はどのような対応をしているのか。

○動物愛護指導センター副主査 経済的な部分、生活保護の方で、正直に生活保護を受けられているという方からの申し出があった場合、譲渡の話をする際に犬の場合生涯に2～300万円以上、猫の場合100万円以上かかる旨説明し、譲渡を断っている。

○石塚委員 わかりました。あとは心身の健康状態の部分はどうに確認するのか。

○動物愛護指導センター副主査 基本的には聞き取りにて、かなりプライベートな部分となるが、現在治療している病気がないかなどを丁寧に聞き取りし、心身が弱っていると正直に言う方には、終生飼養の難しさを説明した上で譲渡を断っている。

○石塚委員 ありがとうございます。その辺の記載はあるべきと感じた。

○中村会長 他に質問はあるか。

○牧野委員 追加する事項の中に適切に飼養できる数以上にならないこととあるが、具体的に何頭ぐらいを想定しているのか？

○動物愛護指導センター副主査 この頭数については検討の段階ではあるが、基本的に大人1人に動物1頭を想定している。小型犬にしても猫にしても避難所にはキャリーケースなどで運ぶことを想定しており、大人1人で運べるキャリーの数というのは、2個は難しいと考えているので、大人の数と譲渡する動物の数をイコールとすることを考えている。

○牧野委員 すでに飼養している動物の数やその動

物が不妊手術済みであるかなどは確認しているか。

○動物愛護指導センター副主査 例えば猫がいる家庭に猫、犬がいる家庭に犬を譲渡する場合で性別が別々のときなど、2匹目以降の譲渡時には先住動物が不妊手術していることが前提の上で譲渡している。

○牧野委員 ありがとうございます。前提ということとは確認をしているということか。

○動物愛護指導センター副主査 センターから譲渡した動物から数が増えることがないように、必ず先住動物の不妊手術の有無を確認した上で、譲渡している。

○牧野委員 センターから譲渡される犬や猫は不妊手術済みか。

○動物愛護指導センター副主査 ケースバイケースである。基本的に不妊手術ができる大きさの動物については、不妊手術をしてから譲渡するのを前提としている。そのため、犬の場合は成犬が収容されるケースが多いので、ほぼ間違いなく不妊手術をした状態で譲渡している。猫についても成猫は不妊手術をしてから譲渡している。ただし、子猫については、センターから譲渡される子猫のほとんどが1kg未満であることから、譲渡時に必ず不妊手術するよう話をしたうえで譲渡している。もちろん、子猫についても、1.5kgを超えるなど不妊手術できる大きさに成長した場合は、不妊手術をしたうえで譲渡している。

○牧野委員 ありがとうございます。子猫は1.5kgくらいから不妊手術ができるのか。

○動物愛護指導センター副主査 雌猫の場合はその大きさになっていけば不妊手術ができる。雄猫の場合は、1kg前半だと精巣が降りてきていないことがあるので、精巣が降り次第不妊手術を行っている。

○牧野委員 もう一点伺いたい。講習会を受けてから譲渡という流れだが、これはどのようなタイミングでどのような内容で開催されるのか。センターに面会に来て、この動物に決まってから、講習会を単独で受けるのか。

○動物愛護指導センター副主査 講習会については、実際に見に来ていただいた際に、動物の様子を見せながら、犬なら犬の、猫なら猫の飼い方や法律等を

説明したうえで譲渡としている。

○牧野委員 ありがとうございます。

○中村会長 他に質問はあるか。

○駒田委員 譲渡した後は、何かレポートを提出させているのか、後の様子というのはセンターで確認しているのか。

○動物愛護指導センター技師 譲渡した後は1年以内に飼養状況報告書の提出を求めている。その際に不妊手術の実施状況等を確認している。不妊手術が未実施という場合は、実施していない理由を電話で確認し、速やかに実施するよう話をしている。

○駒田委員 確認は1年以内の1回か。

○動物愛護指導センター技師 1年以内の1回である。

○中村会長 他に質問はあるか。委員の皆様だけでもこれだけ意見が出ている。市民全員が納得するような基準の具体化というのは難しいと思うが、センター職員がいかに細かく聞き取りをしながら譲渡しているのは理解しているので、一番問題なのは雑に譲渡してしまい、センターに戻ってきてしまう、それを防ぎたい、そのために議論いただき、細かい文言等は気になる部分はあるが、大体の大筋を示したと思う。他に何か意見はあるか。

○早川委員 センターにおける適正譲渡のための仕組みの整理ということだが、地域での実態を見ると相対で譲り合うというケースがあり、これは今回の条件に当てはまらない方々が動物の飼養をしている。私の家でも17年8か月柴犬を飼養している。近所で子犬が産まれた、欲しい方はいるかということでいただいた犬で、17年8か月一緒に生活をした。地域ではそのような事例は結構あるが、唯一困っているのは、地域猫で家の片隅で子猫が生まれてしまって、町会内でだれか引き取ってくれないかという相談で、その場合はセンターを紹介している。内容的には柔軟な対応をするということで進めていただきたい。

○中村会長 他に質問はあるか。なければ次の議題に移る。

2. 「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」の改正について

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

資料 2-1 をご覧ください。「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」の改正について説明する。こちらについても資料 3-1 の裏面の赤枠に記載されている「ペットの災害対策に関する飼い主の普及啓発」に関する事項となる。

スライド 2 ページ目及び資料 2-3 をご覧ください。現在作成されている「ペットと安全に避難するためのハンドブック」です。このハンドブックは、東日本大震災後に危機管理課が作成したものである。

スライド 3 ページ目をご覧ください。今回当ハンドブックを改正する理由です。東日本大震災後、10 年以上が経過しており、掲載している避難所運営の内容についても変更があることや、動物愛護指導センターで周知している平常時に備えておく「動物用防災用品」等について周知する必要があることから、危機管理課と共に、新たに「ペットと安全に避難するためのハンドブック」を作成し、今回の動物愛護管理対策会議で皆様の意見をお伺いし、今回の会議でお示しする。

なお、今回の議論ののち、災害に関する協定を締結している京葉地域獣医師会に再度ご確認いただいたうえで、次の会議で完成させハンドブックを普及啓発に利用したいと考えている。

次に改正後のハンドブック案について説明する。資料 2-2 のハンドブック案をご覧ください。

1 ページ目をご覧ください。「はじめに」として本ハンドブックの目的を示した。共同生活を営む避難所において、衛生面や騒音などの環境面でペットとの同居は極めて困難で、ペットとの同行避難とペットとの同居は別の問題である事を認識し、人とペットが共存するには一定のルールを設け、トラブルにならないように注意することが必要になることや本ハンドブックはペットの飼い主向けに日頃から備えておくべきことや、災害発生時の飼い主の対応と責

任について示すとともに、避難所等におけるペット同行避難者の受け入れ及び一時飼養管理の指針を示した。また、同行避難の対象とする動物を示し、同行避難についての説明を記載した。

2 ページ目から 5 ページ目にかけてペットの飼い主向けとして「平常時に備えておくこと」を記載した。家での災害対策として、ペットは基本的に家にいることがほとんどのため、家での災害対策は重要ことを記載している。家具の固定などの災害対策を行うことにより、自宅が安全で生活継続できれば、「自宅が最善の避難所」となることを示した。同行避難や、避難所生活を行う上でキャリーバックやケージへの慣れが必要なことや「社会化としつけ」「普段からの健康管理」「飼い主の明示」について記載した。

4 ページ目では、船橋市の避難所にはペット用の備蓄品はないので、普段から動物用防災用品の準備について記載した。

5 ページ目では「緊急時のペットの預け先を見つけておく必要性」や、共助としての「飼い主同士の関係づくり」の必要性について記載した。

6 ページ目からは災害が発生した際に必要な対応について記載した。「飼い主の安全確保」をまず最優先として、そのうえで「避難先、避難方法を判断」することを記載した。同行避難の際には、所有者明示措置をしたうえで、必ずキャリーバック等に入れることを記載した。また、避難所以外で生活する場合として、「自宅」や「車」で生活するほか、「施設に預ける」場合の注意点などを記載した。

7 ページ目をご覧ください。避難所での過ごし方について記載した。市立の小中学校および高等学校、公民館ではペットの同行避難を可能としているが、避難所は動物が苦手な人なども一緒に過ごす場所であり、避難所での生活は、周りの人に配慮し、避難所の定めたルールを守る必要があることを記載した。「避難所での飼い主の役割」として、避難所運営委員会と協力し、「ペットの受入場所への協力」や「ペットの適正な飼養・衛生管理」「飼い主同士の協力」について示した。

8 ページ目をご覧ください。避難所での「飼養管

理における注意点」を記載した。避難所でのペットは環境の変化やストレスにより、通常とは異なる行動をとる可能性があることや、逸走防止、こう傷事故に注意する必要性などについて示した。

9 ページ目をご覧ください。「災害発生時の飼い主の行動例」についてチャート図を示した。災害が発生した際は、まず「飼い主自身の安全確保」を行い、「ペットの安全確保」を行い、そのうえで「避難方法、避難先の判断」を、このチャート図により、災害発生後どのように行動すべきかを示した。

10 ページ目をご覧ください。ここからは避難所向けの内容を記載した。船橋市では、原則としてペットの同行避難を可能としているので、あらかじめ、「避難所ペット受入場所」を確認するために、二次元コードを記載した。

11 ページ目をご覧ください。屋外及び屋内でのペットの受入場所のイメージです。屋内、屋外ともにペットの飼養区域と人の生活範囲を重ねないようにすることを示した。なお、船橋市では、市内小中学校、高等学校、公民館でペットの受入場所を指定しているが、必ずしも屋内にペットの受入場所が準備できているわけではないことに留意が必要となる。

12 ページ目をご覧ください。「災害発生時に必要な対応」を示した。避難所運営委員会は、ペット同行避難者と協力をしながらペットの受入場所の設営を行い、ペット同行避難者を受入れる際は 12 ページ下部の記載（例）に従い、ペット同行避難者用受付にて受付を行い、避難所ペット登録台帳への記入などを行うことを示した。

13 ページ目をご覧ください。「物資が不足した場合」「ペットが失踪した場合」「避難受入れ後の対応」を記載した。

14 ページ目をご覧ください。「避難所運営委員会」と「飼い主の会」についてコラム的に示した。

避難所運営委員会とは、避難所で避難所運営をするために、町会、自治会、避難者、地域に関係する団体、施設管理者、市の職員で組織する団体である。

15 ページ目以降は同行避難の際に用いられるペット登録台帳などの資料を示した。

資料1及び資料2については、すべての避難所の

ストレージボックスに入っている。ペット同行避難者の受付はこれらを用いて行っていただく。

資料3は「我家のペットメモ」で参考の資料となる。日頃から、狂犬病などの予防接種歴を記録することが、避難所での健康管理に役立つほか、飼い主と動物の写真を保存しておくことにより、動物が逸走してしまった際の飼い主の証明になる。

資料4は、避難所でケージ等に掲示していただきたいケージ札である。

資料5は、避難所ごとに決めていただくペットの飼養ルールの参考例である。

本ハンドブック作成後は、積極的に町会、自治会等へ普及啓発を行っていきたい。

説明は以上です。

.....

〔質疑〕

○中村会長 お聞きのとおりです。ただいまの説明について、質疑のある方は、挙手を願う。

○南川委員 ハンドブックということだが、目次を見るとペットの飼い主向けと避難所向けという標記があるが、それはなぜか。一般ユーザー向けならばペットの飼い主向けのみでよく、避難所向けは、避難所マニュアルといった膨大なものが各自治会にあるのではないかと思うので、このハンドブックに避難所向けも入っているという趣旨は何か。

○動物愛護指導センター所長 避難所での過ごし方ということで避難所向けというよりは、避難所にペットを連れて行った場合のハンドブックなので、この辺の標記については修正する。

○南川委員 ペットの飼い主向けの部分でも避難所での過ごし方があったため、その辺りの関係性が気になった。ただ掲載した趣旨は避難所では避難者同士、特にペットの飼い主同士は協力して、一般ユーザーだけではなく、避難所運営にも協力してほしいという趣旨で、避難所というのはこういうものだとして載せていると思うので、逆に 13 ページの「最後に」の部分があるから避難所向けのものも参考として見てほしいという趣旨と思うので、この 13 ページの「最後に」を避難所向けの先頭に移せば、一般ユーザーも一応法律を読まなければならないな

というような意識づけにはなるのではと思った。

○中村会長 他に意見あるか。

○早川委員 このハンドブックを確認し、よくまとまっていると感じた。ぜひこのハンドブックを飼い主に周知していただきたい。今このハンドブックに避難所向けが入っているのかと話題になったが、やはりペットを同行避難するに際して避難所はどういうことをやっていて、どういう内容のことがあるのかということを知っていただくためにはこういった内容のものが必要ではないかと思う。先ほど話があったように、ライフラインが止まったり、あるいは火災が発生したりということがない限り自宅に居ていただくのが一番安全だと、私も地域で皆さんに呼びかけをしている。何が難しいかという、ペットがいるがゆえに避難しないという人は万が一避難指示が出されている場合に、その理由で避難をしないということが一番心配である。皆さん地元の小学校や中学校の一覧を見ていると思うが、避難所が仮に開設されたとしても、ペットが必ずしも教室や建物の中に收容することができないケースが多い。どうしても外で対応せざるを得ない。中には私も地域で色々話をしますが、キャリーバッグ等に收容しているのでペットと同居させてください、この子をあそこ置くとうつ病になってしまうという人がいる。この人に他の人もいるので外で保護していただきたいと伝えると、それでは避難できないという人がいて、これが一番困る。私たちは人命が大事なため、そういったことのないように、様々な手立てを講じている。先ほど自宅が壊れていなければ車で様子を見るのもいいという話もあった。それも1つの方法なのかもしれない。しかし、船橋市は車で避難や車中泊、テント泊を認めていないので、人は避難所の中の体育館や教室に入り、ペットはこちらにブルーシートを貼るので、そこに置いてください、あるいは金網が貼ってある体育館の周りのフェンスにリードでつないでおいてください、こういう呼びかけを、私たち避難所運営委員会として平時の活動で行っている。ペットを飼っている方がこのような内容を十分承知の上で避難所に来ていただくという意味では、このハンドブックは大変有効な内容になってい

るので、周知を図っていただきたい。

○中村会長 他に意見あるか。

○石塚委員 早川委員が言ったように避難所向けという意味としては、やはり動物を飼っている方が船橋は同行避難できるというのは知っていても、その避難所の具体的なイメージというはおそらくないと思う。今見て避難所の屋外の場合で、外に置く場合、犬も猫も一緒にブルーシートのテントに置く、この夏で考えると、炎天下に外に置くことは本当に考えられない。もちろんで人命第一、それはもう承知の上だが、むざむざとその死ぬと分かっているここに置くというのは私にはできない。そのため犬でも猫でも飼っている方は同じように思うのではないかなと思うが、それが本当に具体的に避難して欲しいという気持ちと、これを前もって知っていたら避難できない、そしてその犬や猫が駄目な人というのは、こうなのだからこれは市が決めているだろうと、結局だから犬や猫のことを配慮してくれる人がいない中での避難となってしまったら、結局動物愛護という部分は切り離して考えなくてはいけないのかと思う。それぐらいこの屋外の場合の環境というのは、今夏だから特に感じるのかもしれないが、ひどいと思う。そのため、こういう部分を今後海外まで目を向けてどういった形で、日本は地震が多いのもっとリアルに考えた方がいいのかもしれないが、どういった形でその双方の折り合いがつかのかという部分を私たちは考えなくてはいけないと思う。

○中村会長 今回もいろいろ皆様思うことがあると思う。様々な立場から意見を出していただいて、よりいいものを作成したいと思うが、基本的には避難所向けというところは、平時に市民に知ってほしいところであり、実際に災害が起きた時に改めてこのハンドブックを開く人は誰もいない。常にトレーニングしていないといけないので、文言の細かい調整は必要と思うが、必要な情報は入っているので、動物を飼っている市民がしっかりと把握していると大分混乱は防げるのではないかと思うが、色々な物資はないと記載があるので、自助が大切であると我々が動物を飼っている人に言っていくとか、動物病院の受付に置いて、目を通してもらって、災害に備え

ていただくというのが重要と思う。

なお、災害が起きた時に船橋市は、京葉地域獣医師会と災害協定を結んでおりますので、避難所巡回に獣医師が行くし、動物病院が倒壊していなければ、動物を預かれるように、獣医師会内の一斉メールで確認をできる体制となっている。市民の皆様が見やすい、理解しやすい、様々な立場の様々な世代の人がわかりやすいハンドブックになっていると思うが、委員の皆様の見解を伺いたいが意見はあるか。

○牧野委員 中村会長が発言した、獣医師会と協定を結んでいるということが書いてあったら、少し安心するのではないかと思ったが、書かれていないようなので気になった。また、12 ページに記載のある受付や誘導はペット同行避難者同士が協力して行うように呼びかけましょうというところも気になった。避難した、私たちのような飼い主が、突然にそのパニックになった状態で協力して受付をやるということになると思うが、ページ下部の受け入れ可能なペットかどうかの判断を私たちがしなくてはならなくなった場合に、例えばフェレットや亀などが連れてこられた場合に判断できるのか、もめるのではないか。人によって良いと言ったり、駄目と言ったり、その駄目となった場合にトラブルになるのではないかと思うので、資料に記載があったが、受け入れ不可の動物を、個人の判断ではなくて、市の判断ということが分かるような掲示できる資料や、大きく対応可能動物が分かるようになっていないかと問題が少ないのではないかと。

また、避難所運営委員会がどういったものかわからないため教えていただきたいが、これはすでに任命、決まっているようなものであるのか。

○早川委員 特に任命とか決まっているものではない。現在、船橋市では 55 の小学校、26 の中学校が宿泊避難所として指定されている。そのほか、私立学校や高等学校併せて約 280 カ所の指定避難所がある。現在指定されている小中学校の避難所の 12 カ所で避難所運営委員会が設置された。また、現在数カ所から避難所運営委員会を設置したいという相談を受けている。すべてその地域の学校を中心として、そこに避難する周辺の町会自治会の方が中心になっ

て、避難所運営委員会、または避難所運営協議会といった名称で、万一の場合に備える場合にはどのようなことを心掛けるべきか、住民にはどのように呼びかけるかなどを平時の研修で行っている。

メンバーは各町会自治会の自治防災組織の方々を中心に、町会、自治会長も入り、それから民生委員、施設管理者、船橋市の非常参集職員、その学校の配備職員、消防団に参加していただいている。ペットの問題で一番問題となるのは、過酷な状況の中でそんな場所がないという場合には、臨機応変にピロティを借りられるような相談は施設管理者とやっている。犬猫だけか、鳥などはどうなるのか、籠に入れて持ってきたらとしか言えない、またイグアナみたいなものはどうかと聞かれても、受けられないとしか言いようがない。犬の場合も小型犬のイメージが強く、大型犬は駄目ということになってしまう。私の周辺でも人が引きずられそうな大きい犬と一緒に散歩をしている人がいるので、こういったことが頭の痛い話である。たまたま昨年 11 月 24 日に行われた船橋市の総合防災訓練は、私の地元の小学校がメイン会場となって、ペット同行避難訓練が行われた。参加した人は少なかったが、とても良い話が聞けたとのことだった。今後も総合防災訓練でペットの同行避難とそれに伴う対応について行っていただきたい。

○牧野委員 現在 12 カ所分しか避難所運営委員会がないとのことだが、もし今災害が起きたら、集まった人が急にこれを行うとなると、資料を読んでいる余裕もない状態で災害対応を始めるというのは、心配で、できる気がしないと思う。事前に防災訓練等をして、イメージトレーニングのようなものができていたら、少し冷静になれるのではないかと。昨年あった防災訓練について、私は知らなかったのもう少しわかりやすく周知していただければ参加できたと思った。動物を飼養しており、ネットワークもあるので、友人にも周知したいし、防災訓練にも誘って参加したいと思うので、そのようなものを知る機会があればよいと思った。

○早川委員 私が言う立場ではないが、市総合防災の訓練の際には、できる限りペット同行避難訓練を

行っていただきたいし、市の体制の問題もあると思うが、昨年は地元の小学校がメイン会場となったため、ペット同行避難訓練の会場となった。なお、今年度は七林小学校がメイン会場となる。

○危機管理課長 早川委員から総合防災訓練や避難所運営委員会の説明をしていただきありがとうございます。地域の自治会としてお話しいただいたと思うが、避難所運営委員会は、早川委員からも話があった通り、小中学校等82校のうち、まだ12カ所、1カ所高校ではあるが、そのようなところは平時から組織されているので、仮に災害があってもスムーズに避難所が立ち上がると思うが、それ以外のところはその時に避難者の方、学校の先生また市の職員の3者が連携して避難所を立ち上げるといった形で、これについては総合防災訓練、毎年11月末に行っているが、今年度は24日に開催し、先ほどメイン会場の話があったが、昨年度は金杉小学校で開催し、今年度は七林小学校の予定である。その他の学校でも訓練は行います。私どもの周知が足りない部分あるかもしれないが、広報等でのお知らせや、町会自治会にも周知をお願いしているので、是非参加いただき、その中で避難所運営委員会の受付等、運営方法も訓練の中に入れていっているので、ペットの同行避難訓練はメイン会場だけであるが、それ以外の避難運営等は他の学校会場でも行っているため、ご参加いただき、色々と体験していただきたい。

また、ペットの受け入れ場所については、屋内、屋外とあるが、これは動物愛護指導センターと協力して全ての学校と公民館に確認し、今ホームページに公表しているため、後ほど確認いただきたい。基本的に屋外がどうしても多くなってしまうが、屋内のところもあるので、予め飼い主の方で確認し備えていただく。その上で避難しなければならない場合のハンドブックであるため、皆様から色々な意見をいただければと思う。

○中村会長 他に意見あるか

○駒田委員 先ほどから屋内、屋外という話になっているが、前回の会議でも話をしたが、ある市では同行避難に関して、10年以上も前の早い段階で同行避難可能としており、防災訓練の時もこちらの市は

同行避難大丈夫と私たちも啓発していた。5年前の台風の時に猫を連れて避難所に行ったところ、入れるところがなかったとの話があった。終わってから今よく聞いてみたところ、屋根があるような渡り廊下に犬や猫を置いておこうと考えていたのだが、台風のため渡り廊下には置けないということで、その次のことを考えていなかったため入れないということで、その方は、雨の中猫を連れて家に帰ったという話もある。やはりできるだけ屋内を増やしていただくとともに、地震の時とは異なり台風の場合は、何日も前から来ることがわかっているため、市民の方には屋内に入れることを周知しておくことがよいと思う。そのことがあってからその市では全ての学校の昇降口に犬猫がいられるように、台風でも、真夏でも、冬でも対応できるように、とりあえず昇降口に犬や猫を全ての小学校の避難所で置けるようにした。また、市民プールの更衣室等つないで飼育できるように考えてくれた。先ほど牧野委員の発言のいきなり避難所でこれやってくださいと言われてもわからないという不安は、皆そうだと思う。不安に思わない人は知らないからで、これを読んでも、私も行ったらやらされるとやらなければならないと思えば、不安になるのは当然だと思うが、ただ一つの方法として、ファーストミッションボックスとかスターターキットと言われているが、大体避難所に行くのは市の職員でもなく、学校の職員でもなく、一般の飼い主です。その一般の飼い主が避難所に行った時にまずこのボックスを開けて、まずこれをしてくださいと例えば犬に関係することであればこれ以上は立ち入り禁止とか、ここから先はペットは行かないでくださいとか入り口はここではなくて、裏門からペット連れの人は入ってください、そういうものを掲示物として貼り付けるとかで、その後にブルーシートを敷くとか、そういうものが一枚一枚に分かれて書いてあるものがある。そういうものを活用していけば基本的には誰でもできるようになっているものなので、そういうものも今後検討していただくとよいのではないかと。もう一つ、施設のところで動物病院に預けると記載があるが、それは動物病院だけではなくペットホテル等でも預けられると思う

ので、動物病院等でも良いと思うが、動物病院だけに拘っているわけではないと思うがどうか。

○センター所長 ご指摘のとおりで、自分で預け先を確保していただきたいという意味である。親戚でも動物病院でも良いので、こだわりはないので、修正する。

○衛生指導課長 受入場所について、以前の台風のあと、衛生指導課と危機管理課とで調整し、避難場所の学校や公民館に対し、受入場所として地震時の保管場所、台風時の保管場所と分けてホームページ掲載している。そのような対応は進めている。

○危機管理課長 避難所でのスターターキットの話があったが、船橋市でも避難所の備蓄倉庫の中にストレージボックス、まさにスターターキットである避難所運営のためのマニュアルから必要な様式、どこにどんな掲示紙を貼るか等、あらかじめ決めたマニュアルがそこに入っているの、そういったものも総合防災訓練の中で、地域の皆さんに見ていただくといった取り組みはまだまだ不十分なであるが、訓練の中で行っている。

○中村会長 なかなか知らない情報がたくさんあるが、自分たちでも情報をキャッチしていく必要がある。

○南川委員 我家のペットメモは平時から作っていくものと思うが、例えば狂犬病注射済票交付の際に1年に1度飼い主に渡せば、飼い主も書く気になると思う。マニュアルにあるとわざわざコピーして書くというのはハードルが高いと思うので、そのような機会に飼い主にわたって、1年に1回書くというのがよいと思う。

○石塚委員 一つだけよいか。このような情報は、先ほど中村会長がキャッチしなければとの話があったが、SNS等を活用したらよいのではないか。我家のペットメモの話も、このようなものがあれば船橋すごいねとの話になるし、若い人はそういうところからいいねを広げてくれるし、犬猫の飼い主はSNSでつながっているの、そういったものを使っていくといろいろな人にいきわたるのではないか。このハンドブックも内容はとても良く、知っておくとよいことも多数記載があるので、こういったものも

SNSで広げていくと、様々な世代に伝わっていくのではないかと思うが、今そういったものはあるか。

○センター所長 狂犬病の注射済票交付の際に、我家のペットメモについて配布することを検討する。SNSの活用については、危機管理課と共に検討していくが、当ハンドブックについては容量が大きいので、SNSに載せるのは難しいかもしれないが、これも今後検討していく。

○中村会長 他に何かあるか。

○牧野委員 何度も戻って申し訳ないが、屋内に避難できるかどうか、動物も避難できるかどうかは、飼い主にとってはかなり重要な情報で、10ページの避難所向けの項目に受け入れ場所一覧の二次元コードがあるが、これは避難所に対応する人がどこでペットを受け入れるかを知るためのものでもあるが、飼い主が避難をする施設を選ぶ時にもすごく重要だと思う。私の家の近くはほとんど屋外の避難所しかなく、これで調べてみたところ少し遠いが、屋内で受け入れてくれるところがあるのでそこまで行こうかなと考えた。この色々な情報を見たら、こんな風に屋外や屋内であっても、8ページに記載のあるキャリーに洗濯ネット入れた状態で詰め込んで避難すると思うとできれば行きたくないと思ってしまったが、私の家は海が近いところにあるので、被災すると一番危ないところと思うので、避難せざるを得なくなった時にどこに行くかというのはとても知りたい情報だと思う。そのためこの避難所向けの二次元コードは避難所向けのところに記載するのではなく、どちらも飼い主にとっても知りたい情報と思うので、最初のページや表紙にあってもよいのでは。また、私の家が被災することで思い出したが、センターや危機管理課が入っている市役所も被災してしまうのではないかと思うが、その場合に連絡がつかのか、誰が情報を取りまとめて発信していくのか、センターにいる動物たちはどうなるのかが気になった。もしセンターが被災した場合、動物たちはどうなるのか、どこか避難できる場所があるのか。

○センター所長 センターが被災した場合は、協定を結んでいる京葉地域獣医師会の動物病院に収容をお願いする。どの程度動物病院が収容できるかは災

害の程度によるが、動物病院に収容していただく。また、センターと市役所との連絡については、無線が設置されているので、無線により市役所と連絡をすることができる。電話が不通の状態でも、インターネット環境が保たれていれば、パソコン等で連絡を取るよう努める。

○牧野委員 ありがとうございます。どのページかわからなくなってしまったが、動物の飼育困難となってしまう場合、センターに連絡と記載があったが、その場合一般の飼い主はどこに連絡したらよいのか。連絡先として固定電話の番号の記載があったが、センターが機能していない場合につながるのか。

○センター所長 固定電話が繋がらない場合でもインターネット環境が保たれていれば、ホームページ等から問い合わせさせていただくことになると思う。

○危機管理課長 今緊急時の連絡手段の話がでたと思うが、万が一固定電話もダメ、携帯電話もダメ、パソコン、インターネットも使えないという状況下の中での連絡となると、各避難所である小中学校等に、MCA 無線を配備しており、万が一市と連絡を取る必要がある場合は、避難所は地域の防災拠点となるので、避難所を通じて、災害対策本部である市役所や保健所とつながっているの、連絡することは可能です。

○中村会長 他にあるか。

○南川委員 危機管理課が来ているので、このペット受け入れ場所一覧をホームページで見た際に、私が行く避難場所は飼育小屋との記載であったが、どのような場所かを調べたら、屋根はあるが屋外である場所で、セキュリティの問題もあると思うが画像の掲載もあれば、イメージできるのではないか。

○危機管理課長 小中学校については受け入れ場所が変わる可能性もあり、場所の固定はできないが、よりイメージできる周知を検討したい。

○中村会長 他にあるか。

○駒田委員 自分の住む近くには避難所がなく、遠くに行かなければならないと今委員から話があったが、船橋市の世帯数は約 30 万世帯あり、人口は 60 万人で考えると、その比率はとて少ないが、牧野

委員が言うように、危ないから早めに避難しようと早く避難所に行ったとしても、そこに着くまでに時間がかかり、避難所が満杯のため入れないといったことが無きにしてもあらずなので、今後の課題として屋内に避難できるような、特に台風の場合危険時間は、一晩とか一日とかで終わると思うので、台風と地震で分けているという発言もあったが、短期の場合と長期の場合とで考えて、短期の場合は少しでも屋内の避難所を増やしていただきたい。

別の話になるが、今地域猫活動を始めるためのガイドブックを千葉県の方で作成をしているところでその際も話をしたが、冊子として作成すると全世界帯に配布することは難しいと思うので、一つフライヤーを作成しこういうものがあると、避難所の情報というものはそのフライヤーに記載し、二次元コード等記載すれば、少なくとも情報だけは手に入りやすくなる。以前作成した船橋市犬・猫の飼養管理に関するガイドラインも、石塚委員からあることを知らなかったとの話もあり、その周知がなかなかできないと思うので、頻繁にセンターに来る方は分かっているだろうが、そうではない一般市民の方が多いので、フライヤーで町会ごとに回覧してもらおう等考え、石塚委員の言うように SNS の有効活用をすればもう少し周知できるのではないか。

○中村会長 このハンドブックも案から確定するにはなかなか道のりは遠いが、皆さまからいただいた意見は整理し、修正すべきところは修正し、再度皆様に相談はするが、他に意見なければ次に移る。

その他 次回の会議について

[説明]

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

資料 3-1 をご覧ください。過去の会議でもお見せした市として重点的に取組むべき施策の整理をしたもので、「動物の適正飼養の啓発と徹底」、「動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進」、「動物由来感染症、災害時への対応強化」、「事業者等によ

る動物の適正な取扱いの推進」の4つの項目を上げ、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を示した資料です。それぞれの項目ごとに赤字で現在までの対応状況を記載している。今後、赤字で囲った「災害への備えと発災時の危機管理体制の強化」について、議論していただきたいと考えている。

資料3-2をご覧ください。第19回動物愛護管理対策会議において、「災害時への対応強化」について、重点的に取り組むべき施策の整理の資料です。

「ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発」「動物愛護指導センターや避難所等における災害時の対応、体制の整備」を重点的に取り組むべき施策としてあげた令和4年10月現在のものです。「課題解決に向けた対応（案）」で、対応できていない項目もあるが、次回の議題としては、今回、議論いただいた「ペットと安全に避難するためのハンドブック」を次回会議で完成させ、町会自治会に説明し、出前講座の実施の向上や、市内動物取扱業者や動物診療施設への配布による普及啓発につなげる。

また、「動物取扱業者に対する災害対策の普及啓発」についても議題として考えている。説明は以上です。

〔質疑〕

○中村会長 事務局からは重点的に取り組む課題の一つとして災害時への対応強化について、次回の議事としたいとの説明があった。災害対策については今回の会議だけでも多数の意見が出たように、一足飛びにはいかないが、できることから少しずつ着実につぶしていった方がよいと思うし、大事な検討課題と思うが、事務局の提案どおり次回の議題を災害時の対応強化としてよいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中村会長 ありがとうございます。では次回の会議は事務局提案の通りとします。次回の会議までにまた資料を各委員に事前に送付させていただく。次回の会議の日時は12月頃、日程についてはまた後日事務局と調整してお伝えするというのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それではそのように決定する。他に何かご発言よろしいでしょうか。

それでは以上で本日の議事を全て終了いたしました。第23回動物愛護管理対策会議を閉会します。長時間にわたるご協議本当にご苦勞様でした。ありがとうございます。私の議長の任務を終了いたします。

15時58分閉会

〔閉会后〕

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調製でき次第、委員の皆様へ送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

〔出席委員〕

中村会長
早川副会長
切替委員
駒田委員
石塚委員
牧野委員
南川委員

〔欠席委員〕

泉谷委員

〔関係職員〕

筒井保健所長
小栗保健所理事
松野保健所次長
高橋衛生指導課長
竹田衛生指導課長補佐
染井動物愛護指導センター所長

小林動物愛護指導センター副主査

中山動物愛護指導センター技師

[関係者等]

大森市長公室危機管理課長

白崎市長公室危機管理課主事

[傍聴者]

2名